

2021年4月7日

## 吸収分割に係る事後開示事項

愛知県名古屋市瑞穂区高辻町14番18号  
日本特殊陶業株式会社  
代表取締役社長 川合 尊

宮城県仙台市泉区明通三丁目5番  
株式会社 NTK セラテック  
代表取締役 新海 修

日本特殊陶業株式会社(以下「分割会社」といいます。)と株式会社 NTK セラテック(以下「承継会社」といいます。)とは、2021年1月29日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を実施しました。よって、ここに本吸収分割に係る事後開示を致します。

なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となります。また、承継会社においては会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割となります。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条各号に規定する事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本吸収分割が効力を生じた日

2021年4月1日

#### 2. 分割会社における次に掲げる事項

##### イ 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となりますので、分割会社の株主は本吸収分割の差止めを請求することは出来ず、該当事項はありません。

##### ロ 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

###### (1) 会社法第785条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)

分割会社は、会社法第784条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、会社法第785条第1項第2号に該当し、反対株主の株式買取請求権は生じず、同条の規定による手続は行っておりません。

###### (2) 会社法第787条の規定による手続の経過(新株予約権買取請求)

分割会社は、会社法第787条第3項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 789 条の規定による手続の経過 (債権者の保護)

分割会社は、同社から各子会社に承継される債務について重疊的債務引受を行い、当該債務に関する債権者は本吸収分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができるため、会社法第 789 条の規定による手続は行っていません。

3. 承継会社における次に掲げる事項

イ 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、承継会社に対し、本吸収分割をやめることを請求した承継会社の株主はいませんでした。

ロ 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 797 条の規定による手続の経過 (反対株主の株式買収請求)

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っていません。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続の経過 (債権者の保護)

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に従い、令和 3 年 2 月 16 日付けの官報及び電子公告により、承継会社の債権者に対し、本吸収分割に対する異議申述の公告及び催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

承継会社は、効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、吸収分割契約書の定めに従い、分割会社が SPE に関連する事業に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。本吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 5,543 百万円、負債の額は 854 百万円 (いずれも概算値) です。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2021 年 4 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

(1) 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 (以下、「労働契約承継法」といいます。) 等に基づく手続

分割会社は、労働契約承継法等の規定に基づき、労働者との協議、労働者及び労働組合に対する本件分割に関する通知等の必要な手続を行ないました。当該手続において、労働契約の承継に関して異議を申し出た労働者については、労働契約承継法の定めに従い必要な措置を行いました。

(2) 分割会社における本吸収分割と同日付の吸収分割

- (i) 分割会社は、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社日特スパークテック WKS (以下「日特スパークテック WKS」といいます) に対して、プラグに関連する事業 (ただし、営業を除く) に関して

有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。なお、当該吸収分割によって、分割会社が日特スパークテック WKS に承継させた資産及び負債の額はそれぞれ 5,282 百万円及び 4,363 百万円(いずれも概算値)です。また、分割会社から同社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法により行われました。

- (ii) 分割会社は、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、セラミックセンサ株式会社(以下「セラミックセンサ」といいます)に対して、センサに関連する事業(ただし、営業を除く)に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。なお、当該吸収分割によって、分割会社がセラミックセンサに承継させた資産及び負債の額はそれぞれ 5,901 百万円及び 1,342 百万円(いずれも概算値)です。また、分割会社から同社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法により行われました。
- (iii) 分割会社は、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社南勢セラミック(以下「南勢セラミック」といいます)に対して、産業用セラミックに関連する事業(ただし、営業を除く)に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。なお、当該吸収分割によって、分割会社が南勢セラミックに承継させた資産及び負債の額はそれぞれ 1,696 百万円及び 375 百万円(いずれも概算値)です。また、分割会社から同社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法により行われました。
- (iv) 分割会社は、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、NTK カuttingツールズ株式会社(以下「NTK カuttingツールズ」といいます)に対して、機械工具に関連する事業(ただし、営業を除く)に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。なお、当該吸収分割によって、分割会社が NTK カuttingツールズに承継させた資産及び負債の額はそれぞれ 1,696 百万円及び 298 百万円(いずれも概算値)です。また、分割会社から同社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法により行われました。
- (v) 分割会社は、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、NTK メディカル株式会社(以下「NTK メディカル」といいます)に対して、ヘルスケアに関連する事業に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。なお、当該吸収分割によって、分割会社が NTK メディカルに承継させた資産及び負債の額はそれぞれ 1,413 百万円及び 122 百万円(いずれも概算値)です。また、分割会社から同社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法により行われました。

以上